

受け付けは3月15日(火)まで

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

市県民税・所得税の申告期限は3月15日です。どの場所でも受け付けできますので、早めに申告を済ませましょう。

受付場所と受付日

市役所本庁分室 / 3月15日(火)まで
飯岡支所1階特設会場 / 3月4日(金)まで
干潟支所1階特設会場 / 3月7日(月)～11日(金)
※土・日曜日を除く。海上支所での受け付けは終了しました。

受付時間 / 午前8時30分～正午、午後1時～5時
申告のときに必要な物

- ① 申告書と印鑑
- ② 給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書
- ③ 営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税課税資産明細書など
- ④ 医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料など

の控除を受ける人は、領収書や証明書など

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

⑤ 前年、確定申告をした人は、申告書の控え

経費などの集計は事前に

経費、医療費の集計が済んでいない人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

次の人は税務署や税理士などへ

- ① 青色申告の人
- ② 事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1,000万円以上の人
- ③ 土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人
- ④ 雑損控除を受ける人
- ⑤ そのほか、複雑な案件

問い合わせ先

市税務課課税班

☎ 62-5321

銚子税務署

☎ 0479-22-1571

平成28年度から 軽自動車税の税率が変わります

税制改正により、軽自動車税の税額が変更になります。グリーン化を進める観点から、13年を経過した三輪、四輪の軽自動車に重課が導入されるほか、排出ガス性能と燃費性能が優れたものに「グリーン化特例」を適用します。

軽自動車税

初度検査年月に応じて、税額(表1)が決まります。

初度検査とは、新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査で、自動車検査証に記載されています。

1. 初度検査が平成27年3月以前の車両
検査から13年を経過するまでは現行税額のままです。
2. 初度検査が平成27年4月以降の車両
新税率が適用されます。
3. 初度検査後13年を経過した車両
経年重課の税率が適用されます。

原動機付自転車、二輪車など

新しい税額(表2)になります。

グリーン化特例

平成28年度は、三輪と四輪の軽自動車で一定の環境性能を持つ車に、グリーン化特例が適用(表3)されます。適用されるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初度検査を受け、次の条件を満たすものです。

特例① / 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

特例② / ●乗用：★★★★(平成17年排出ガス基準75%低減達成)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 ●貨物用：★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

特例③ / ●乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車 ●貨物用：★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

表1 軽自動車の税額

車種区分		税額(年額)			
		1.初度検査が平成27年3月以前	2.初度検査が平成27年4月以降	3.初度検査後13年を経過	
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

表2 原動機付自転車、二輪車などの税額

車種区分		税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

表3 軽自動車のグリーン化特例

車種区分		税額(年額)			
		特例①	特例②	特例③	
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

問い合わせ先

税務課課税班(☎62-5321)